

都市計画施設の区域について（案）

●嶺北北部都市計画道路 3・6・37 号 芦原吉崎大聖寺線に係る時系列

時期	内容
昭和 32 年 (1957.3)	福井県があわら市吉崎(旧金津町)の国道及び広場の部分について都市計画を決定した。交通広場として位置付けした。
令和4年(2022.6)	「道の駅蓮如の里あわら」起工(現在、広場＝駐車場の部分は県が拡張工事をし、建物＝駅舎は市が整備工事を行っている。)
令和5年3月(2023.3)	都市計画施設の区域の変更手続きが完了予定
令和5年4月(2023.4)	道の駅「蓮如の里あわら」が開業予定

【問題点】

都市計画施設の区域の面積と用途が変更したことに伴い、都市計画決定の変更が必要になる。

【市の考え】

福井県都市計画課との協議では、「都市計画法施行令に記載のある「都道府県が定める都市計画の決定（変更）」の対象施設には交通広場の記載が無い。よって県が主体として都市計画決定を行うものではない。市において変更したほうがよい。」という回答を得ている。

以上のことを踏まえて今後は、市において都市計画の変更の手続きを行いたい。

【今後の手続きの流れ】

- 1 素案作成
- 2 住民説明会などによる住民の意見の反映（都市計画法第 16 条 1 項）
- 3 原案作成
- 4 福井県との事前協議
- 5 公告案の縦覧（都市計画法第 17 条 1 項）
- 6 あわら市都市計画審議会において審議（都市計画法第 19 条 1 項）
- 7 知事協議（都市計画法第 19 条 3 項）
- 8 都市計画変更の告示（都市計画法第 20 条 1 項）

